

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

スタイルファクトリー株式会社 つくば支店（以下「甲」という）と派遣労働者の過半数代表者 山崎 裕幸（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定（労使協定方式）に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で次の各号に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。

（職種）

（1）飲料・たばこ検査工（2）フォークリフト運転作業員（3）選別作業員（4）軽作業員（5）他に分類されないその他の運搬・清掃・包装等の職業

※ただし、別表1に記載のないものは均衡・均等方式とする。

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い、所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、1の労働契約の期間中に本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本時給（一時金相当部分を含む、以下同じ）、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当、退職手当とする。



(通勤手当)

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、派遣従業員就業規則第 4 2 条に基づき通勤に要する実費に相当する額を支給する。

2 前項の通勤手当の上限は、月額 12,480 円とする。なお、日雇いの場合の通勤手当上限額は 1 日 576 円とする。

(賃金の決定にあたっての評価)

第 7 条 勤務評価を踏まえ昇給の額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第 8 条 教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生その他賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第 9 条 労働者派遣法第 30 条の 2 に規定する教育訓練については、別途定める「スタイルファクトリー株式会社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第 10 条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で着実に協議する。

(有効期間)

第 11 条 協定の有効期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 2 年間

とする。

令和2年3月30日

スタイルファクトリー株式会社

代表取締役社長 福永 青磁



スタイルファクトリー株式会社 つくば支店

過半数代表社員

山崎裕幸

